

無給休職者の自衛官診療証等の取扱いについて（通達）

平成10年2月2日
陸幕衛第28号

改正 平成16年1月27日陸幕衛第20号 平成19年1月9日陸幕法第1号
平成19年3月28日陸幕法第61号 平成21年2月3日陸幕法第10号
平成25年4月1日陸幕衛第88号 平成30年3月14日陸幕衛第104号
令和元年6月27日陸幕法第68号 令和3年3月12日陸幕法第101号
令和6年3月29日陸幕衛第101号

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長

各機関の長

殿

陸上幕僚長

（例規36）

無給休職者の自衛官診療証等の取扱いについて（通達）

標記について、下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕衛第134号（9.6.16）「無給休職者の自衛官診療証等の取扱いについて（通達）」は、平成10年2月2日限り廃止する。

記

1 目的

無給休職者が所持する自衛官診療証（以下「診療証」という。）及び防衛省共済組合員証（以下「組合員証」という。）の使用区分を明確にし、両証の混同使用防止の徹底を図る。

2 使用区分

無給休職者は自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第20条第5項の規定に基づき、無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病のみ無給休職となった日から6箇月間継続して診療証により療養の給付が受けられ、その他の傷病については、防衛省共済組合定款第18条により防衛省共済組合から発行された組合員証により療養の給付が受けられる。

3 実施要領

- (1) 所属長（隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第24-9号）第4条に示す所属長をいう。）は、無給休職者が発生した場合には速やかに陸上自衛隊療養実施規則（陸上自衛隊達第92-10号）第2条に示す権限を委任された者に別紙第1の様式により通知する。

- (2) 無給休職者は、速やかに防衛省共済組合支部で組合員証の発行手続きをとり、同証の交付を受ける。
- (3) 業務隊長等（駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊の置かれていない駐屯地にあつては、駐屯地業務隊担当する部隊等の長）、中央業務支援隊長、自衛隊中央病院長および自衛隊地方協力本部長をいう。以下同じ。）は、前号で組合員証の交付を受けた無給休職者から診療証を回収するとともに、次の処置を行う。
 - ア 休職者が無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病がある場合は、別紙第2の注意書を発行して、無給休職者に、回収した診療証の第1面上部にのり等で貼り付ける。
 - イ 休職者が無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病がない場合は、回収した診療証は復職するまで保管する。
- (4) 業務隊長等は、無給休職者から前号アで再交付した診療証を当該休職となった日から起算して6箇月を経過した日をもって回収する。
- (5) 業務隊長等は、無給休職者が復職したとき、保管している診療証を当該者に再交付する。その際、診療証に注意書が貼付されているものについては、注意書を剥がして再交付する。なお、診療証の保管中に診療証の更新があった場合は、無給休職者が復職した時点で新たに作成して交付するものとする。
- (6) 診療証及び組合員証の交付・使用手順は別紙第3のとおり。

殿

所属長 職階氏 名級名

無給休職者発生通知書

階 級	
氏 名	
無給休職 発生年月日	
発 生 理 由	
傷 病 名	1 2 3
現 住 所	
備 考	

寸法：日本産業規格 A 4

注：傷病名欄には、無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病名を記入し、診断書（写）を添付すること。

注 意 書

記号自	番 号
-----	-----

この診療証は、下記傷病のみ使用可能です。
他の傷病及び有効期間を過ぎた場合は、防衛省
共済組合員証を使用することとなります。

記

傷病名	有効期間
1 _____	(_____)
2 _____	(_____)
3 _____	(_____)

年 月 日

部隊等名

発行者

職 名

印

有効期間を過ぎた場合、この診療証は使用できませんので、
速やかに発行者に返納してください。

- 注： 1 該当傷病のある無給休職者に発行
2 規格 縦12cm 横8cm

診療証及び組合員証の交付・使用手順

